

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年6月17日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人こころ

(2) 代表者名

森田 八壽廣

(3) 主たる事務所の所在地

京都市山科区大塚野溝町2-2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、食品の安全性について、一般消費者、食品製造事業者並びに食品流通事業者に対して情報提供、指導、協力、支援事業を行い国民の健康増進と食の安全に寄与するとともに障害者の社会参加と自立を支援するため、障害者が仕事として従事できる食品加工技術、食品安全・品質管理に関する職業訓練事業を行い、職業能力の開発、職業紹介事業、労働者派遣事業を行い、障害者の職業能力の開発又は雇用機会の拡充、経済活動の活性化及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成28年6月8日

(文化市民局地域自治推進室)